

「マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願に関する
各国商標法制度・運用－暫定的拒絶通報を受領した場合
の手続を中心に－」報告書

平成22年2月

特許庁

5 シンガポール

(1) 商標法の動向等

- ① シンガポールでは、2000年10月31日からマドリッド協定議定書が発効している。
- ② 現行シンガポール商標法（以下「商標法」という。）は、1999年1月15日（54条は2000年10月31日）に施行され、最新の改正は2005年である。商標法の実施規則（以下「SG実施規則」という。）とは別に、マドリッド協定議定書を実施するための規則（TRDADE MARKS (INTERNATIONAL REGISTRATIONS) RULES、2000年10月31日施行、以下「SGマドプロ規則」という。）が、商標法54条に基づき定められている。いずれも、シンガポール知的財産庁ホームページで閲覧可能である⁶⁸。

(2) 商標の定義

「商標」とは、図形的に表示できる標識であって、ある人が取引において取り扱い又は提供する商品又は役務を、他人が同様に取り扱い又は提供する商品又は役務と識別することができるものをいう（商標法2条1項）。商標法において、「商標」という場合には、ある人が取引において取り扱い又は提供する商品又は役務に付随する役務（当該役務に対価が支払われるか否かを問わない）に関連するものを含む（商標法2条2項）。

「団体商標」とは、組合の構成員が取引において取り扱い又は提供する商品又は役務に関連して、使用し、又は使用を予定している標識で、組合の構成員以外の人が同様に取り扱い又は提供する商品又は役務と識別することができるものをいう（商標法60条）。

(3) 方式要件

シンガポールを領域指定した国際登録を出願する場合には、国際登録出願一般における留意点とは別に、次の点に留意が必要である。

- (1) 漢字、ひらがな、カタカナ等のラテン文字（アルファベット）以外の文字を含む標章のラテン文字表記と英語訳

漢字、ひらがな、カタカナ等のアルファベット以外の文字又は英語以外の言語の言

⁶⁸ シンガポール知的財産庁ホームページ→legislation <http://www.ipos.gov.sg/topNav/leg/>、商標法 <http://www.ipos.gov.sg/NR/rdonlyres/138E6C9D-983E-4D81-8BC6-7F0848DC9CE1/1785/TradeMarksAct.pdf>、SG実施規則 <http://www.ipos.gov.sg/NR/rdonlyres/138E6C9D-983E-4D81-8BC6-7F0848DC9CE1/6323/TMRulesDec2008.pdf>、マドプロ規則 <http://www.ipos.gov.sg/NR/rdonlyres/138E6C9D-983E-4D81-8BC6-7F0848DC9CE1/6324/TMIRRulesDec2008.pdf>

葉から成り、若しくはこれらを含み又はこれらに関連する商標についてシンガポールを国際登録の領域指定する場合には、マドリッドシステム共通規則 9 規則(4)(a)(xii)で要求される出願書類(MM2)「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」欄の必須記載項目(a)だけでなく、任意記載項目(b)に、その翻訳又は逐語訳 (transliteration) を記載するか、又はその文字商標が意味を持たない場合には任意項目(c)にチェックをしなければならない (SG マドプロ規則 11 条(2A))。

(2) 標準文字

標準文字制度はない。

(3) 色彩の主張

色彩と他の要素の組合せからなる商標を出願する場合には、出願書類(MM2)「8 COLOR(S) CLAIMED」欄の「色彩の主張をする」にチェックし、マドリッドシステム共通規則 9 規則(4)(a)((vii)で要求される出願書類(MM2)「8 COLOR(S) CLAIMED」欄の項目(a)の主張する色彩だけでなく、項目(b)に、どの部分にどの色彩を使用するかを記載する (TM Work Manual, What is a trade Mark ? 4 Acceptable form of graphical representation (b)⁶⁹)。

(4) 商品及び役務の指定

マドリッドシステム共通規則 9 規則(4)(a)(xii)で要求される出願書類(MM2)「10 GOODS AND SERVICES」欄に記載する、商品及び役務の名称はその性格 (nature) を明確に表示するものでなくてはならず (SG 実施規則 19 条(2)(b)(ii)(A))、区分内のすべての商品又は役務を指定し、又は多くの種類の商品及び役務を指定している場合には、登録時にはそのすべてを使用し、又は使用予定であることを証明しなければ拒絶があることがある (SG 実施規則 19 条(4))。後記暫定的拒絶の通報のサンプルでは、"bathtub and the like"の"and the like"のほか、いくつかの表現について明確化が要求されている。

(5) 団体商標

団体商標については、出願書類 (MM2) の「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」(d) 「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の□にチェックするほか、国際登録の領域指定が通知された日から 9 ヶ月以内に、商標の使用に関する規則の写しを提出し、手数料を支払わなければならない (商標法 60 条(2)、付表 1, 5(1), 6(2) SG 実施規則 63 条)。当該規則は、商標の使用を許可された者、組合の構成員の資格、存在する場合には、商標を使用する場合の、違反した場合の制裁を含む、条件を記載しなければならない (商標法 60 条(2)、付表 1, 5(2))。

(6) その他

⁶⁹ シンガポール知的財産庁ホームページ→Trade Mark→IP Resources
http://www.ipos.gov.sg/NR/rdonlyres/7530D54C-CDDA-4802-B941-50DDCB3A4831/7638/1Workmanual_WhatisatradeMark_1411.pdf

国際登録の領域指定については、SG マドプロ規則 5 条 2 項で、出願に関する商標法 5 条及び商品及び役務の区分に関する商標法 6 条、出願人の書類送付先住所の届出に関する SG 実施規則 9 条、出願手続に関する SG 実施規則 15 条、商標見本に関する SG 実施規則 16 条、優先権主張に関する SG 実施規則 18 条、商品及び役務の指定に関する SG 実施規則 19 条（上記（イ）記載の部分を除く）、文字商標の翻訳又は字訳に関する SG 実施規則 20 条、出願書類の欠陥に関する SG 実施規則 21 条は無視することとされている。

このうち、優先権主張については SG マドプロ規則 10 条に、文字商標の翻訳又は字訳については上記のとおり SG マドプロ規則 11 条(3)に規定があるが、その他の規定はみあたらない。しかし、本来適用がないはずの条項に基づき暫定的拒絶の通報が発行されている例もあるようなので、これら国際登録の領域指定に適用のない条項についても、一部を次に記載する。

(a) 国籍

ところで、SG 実施規則 15 条 1 項は、出願にあたっては様式 TM 4 を使用することを規定している。様式 TM 4 には、出願人の国籍又は設立準拠法記載欄がある。SG 実施規則は上記のとおり国際登録の領域指定では無視されるべき条項であるが、国際登録の領域指定について国籍の記載がない場合に暫定的拒絶の通報を発行している例もあるようである。

(b) 立体商標

立体商標である旨の表示を行い、商標見本は 1 方向からの図面又は複数方向からの図面で提出する。審査官は全体が把握できない場合は、6 方向からの図面の提出又は言葉による商標の説明を要求する。

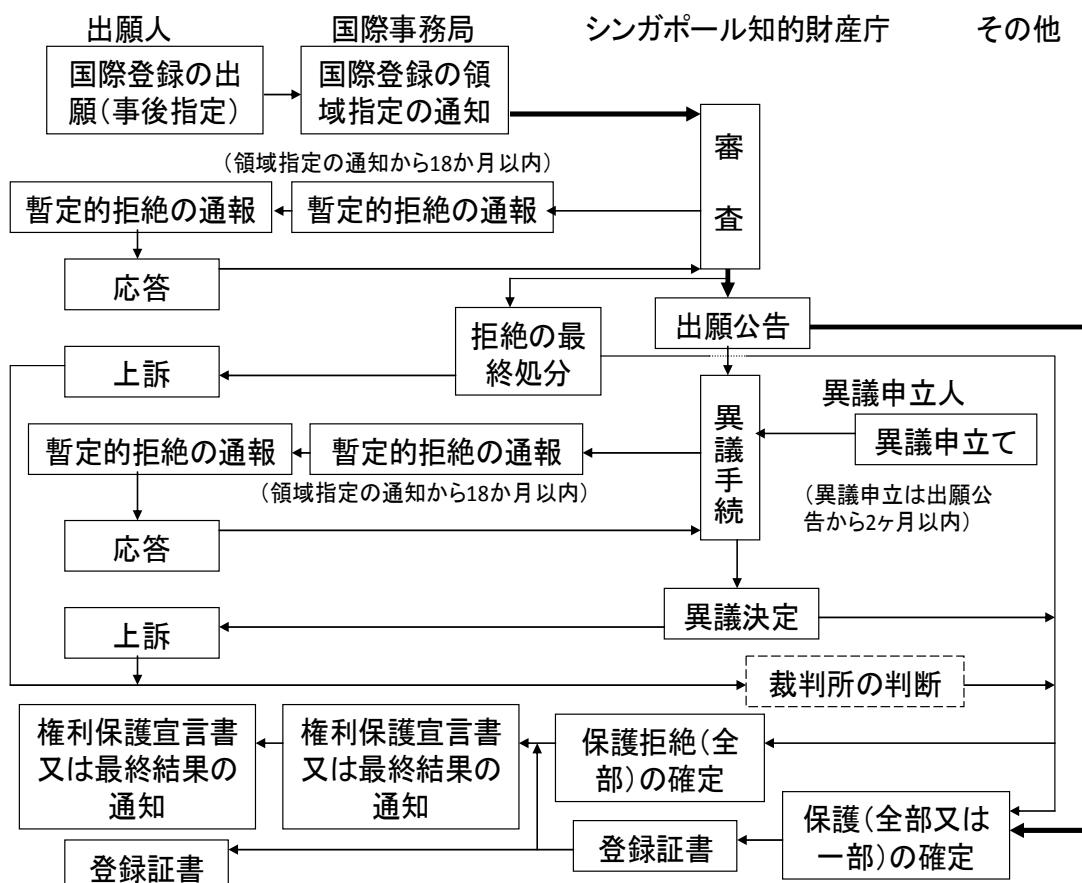
(c) 商品及び役務の区分

すべての指定商品及び役務は、ニース協定（第 1 類から第 45 類まで）にしたがって適切に分類されなければならない。

(4) 審査

① 実体審査の概略

実体審査の概略の流れは次のとおりである。



国際登録の領域指定があった場合には、審査官は、当該国際登録の領域指定に記載された事項が商標法に基づく国内出願に記載されていたならば当該国内出願は商標法及び SG 実施規則に定める登録要件を満たすかどうか（以下「5 条要件」という。）を審査する（SG マドプロ規則 11 条(1)）。原則として、SG 実施規則の規定が準用又は適用される（SG マドプロ規則 34 条）が、国内出願の方式要件並びに商品及び役務の区分に関する商標法及び SG 実施規則の規定は無視される（SG マドプロ規則 5 条(1)）。

審査官は、上記審査に必要な範囲で、先行して出願されている登録商標又は広く知られている商標のサーチを行う（SG マドプロ規則 11 条(2)）。

審査官が、国際登録の領域指定は、その全部又は一部について 5 条要件を満たさないと判断するときは、国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（SG マドプロ規則 11 条(3)）。暫定的拒絶の通報には、国際登録の名義人が応答するための期間が指定される（同(4)）。

審査官が、国際登録の領域指定は、その全部又は一部について 5 条要件を満たしていると判断するときは、国際登録の領域指定の内容を公報（the Trade Mark Journal）に出願公告する（SG マドプロ規則 12 条）。公報はシンガポール知的財産庁のホームページでダウンロードすることができる。

<http://tmsearch.ipos.gov.sg/eJournalSearch/ejournalcontrollerservlet?Ops=JournalDetails> (Home → Resources → Trade Mark eJournal → eJournal download(pdf))。

出願公告から 2 ヶ月以内に、誰でも国際登録の領域指定の保護について、異議申立をすることができる（SG マドプロ規則 13 条(1)）。審査官は、異議申立があった場合には、出願公告から 5 ヶ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（SG マドプロ規則 13 条(6)）。

暫定的拒絶の通報が期限内に国際事務局に送付されなかった場合又は暫定的拒絶の通報が撤回された場合には、国際登録の領域指定は保護される（SG マドプロ規則 17 条(1)(a)(i)(ii)(iv),(b)）。暫定的拒絶の通報が指定商品及び役務の一部に関するものである場合に、国際登録の名義人が応答しないか応答しないことを通知した場合には、拒絶されていない商品及び役務について国際登録の領域指定は保護される（SG マドプロ規則 17 条(1)(a)(iii), (b)）。この場合、国際登録の領域指定は、国際登録の日（事後指定の場合には、事後指定の日）に、商標に基づき登録されたものとみなされる（SG マドプロ規則 17 条(2)）。

商標が登録されたとみなされた場合には、審査官は登録証書を出願人に送付する（商標法 15 条(3)、SG マドプロ規則 34 条、SG 実施規則 41 条）。

国際登録の領域指定について、一度も暫定的拒絶の通報が発行されないまま、保護が確定したときは、シンガポール知的財産庁は、国際事務局に当該国際登録の領域指定について保護が認められたことを通報する（マドリッドシステム共通規則 18 規則の 3(1)、SG マドプロ規則 32 条）。

暫定的拒絶の通報が国際事務局に送付された場合には、シンガポール知的財産庁は、拒絶にかかる手続が完了したときに、当該国際登録の領域指定の保護が、すべての商品及び役務について拒絶されるか、すべての商品及び役務について保護されるか、又は一部の商品及び役務について保護されるかを通知し、国際事務局はこれを記録するとともに国際登録出願の名義人に通知する（マドリッドシステム共通規則 18 規則 3(2), (3), (4)、SG マドプロ規則 32 条）。

② 審査内容

審査官は、5 条要件として、絶対的拒絶事由（商標法 7 条）、相対的拒絶事由（商標法 8 条）について審査する（SG マドプロ規則 11 条(1)）。

国際登録の領域指定の名義人は、商標の構成要素の一部について権利不行使を宣言し、又は国際登録の領域指定の保護を特定の地域又はその他の制限の範囲内に限定す

ることができる（商標法30条(1)）。

国際登録出願の名義人は、国際登録の出願時に、出願書類MM2の「9 MISCELLANEOUS INDICATIONS」(g)の「The applicant declares that he wishes to disclaim protection for the following element(s) of the mark」の下に商標の構成要素を記載することにより、当該商標の構成要素について、権利不行使を認めるすべての国について、権利不行使を宣言することができる（マドリッドシステム共通規則9規則4(b)(v)）。

③ 暫定的拒絶通報の期間

国際登録の領域指定の通知に日から18ヶ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付するが、当該18ヶ月の期間経過後に異議申立の可能性がある場合にはその旨通知することとしている（SGマドプロ規則16条(1),(2)）。

異議申立に基づく暫定的拒絶の通報は、異議申立期間開始（出願公告）後5ヶ月以内としており、国際登録の領域指定の日から18ヶ月を経過していない場合でも、この期間を経過すれば暫定的拒絶の通報は発行されない（SGマドプロ規則17条(1)(a)(i), 13条(6)）。

④ 絶対的拒絶理由の内容

(1) 次のものは登録されない。ただし、(b), (c), (d)については、出願前に、その使用の結果、必要な識別性を獲得している場合には拒絶されない（商標法7条(1), (2)）。

(a) 商標の定義（図形的に表示できる標識であって、ある人が取引において取り扱い又は提供する商品又は役務を、他人が同様に取り扱い又は提供する商品又は役務と識別することができるもの他）を満たさない標識

(b) 識別性を欠く商標

(c) 取引において、当該商品又は役務の種類、品質、数量、使用目的、価額、原産地、商品の生産時又は役務の提供時期その他の性格を示す標識又は表示のみからなる商標

(d) 日常言語又は構成かつ確立した商慣行において慣用される標識又は表示のみからなる商標

団体商標については、上記(c)にかかわらず、取引において、商品又は役務の原産地を示す標識又は表示からなる商標も登録される（商標法60条(2), 付表1, 3(1)）。ただし、当該商標の所有者は、産業又は商業上の公正な慣行に従った当該標識又は表示の使用（特に、地理的表示を使用する権利を有する者によるもの）を禁止することはできない（商標法60条(2), 付表1, 3(2)）。

(2) 次のもののみからなる標識は登録されない（商標法7条(3)）。

(a) 商品それ自体の本質（nature）から生じる形状

- (b) 技術的効果を得るために必要な形状
 - (c) 商品に実質的な価値を与えていいる形状
- (3) 商標は次の場合には登録されない（商標法 7 条(4)）。
- (a) 公序良俗に反する場合
 - (b) （たとえば商品又は役務の本質、品質又は原産地に関して）公衆を欺もうするような本質の標識
- (4) シンガポールにおいて制定法又は規則により使用が禁止されている商標は、禁止されている範囲内において登録されない（商標法 7 条(5)）
- (5) 不正の目的で出願された商標は、不正の目的の及ぶ範囲内において登録されない（商標法 7 条(6)）。
- (6) 上記(1)但し書（使用による識別性の獲得）による登録は、ワイン及び蒸留酒の原産地表示から成り、又はこれらを含む場合で、当該表示された原産地と異なる場所で生産されたワインや蒸留酒に使用され、又は使用が予定されている場合には、認められない（商標法 7 条(7)）。当該商標に本当の原産地又は kind, type, style, imitation その他同様の表示があり又はこれらと一緒に使用される場合であっても、原産地がどのような言語で表示されている場合であっても、登録されない（商標法 7 条(8)）。ただし、現商標法の施行日である 1999 年 1 月 15 日又は当該地理的表示（原産地表示）が本国で保護される前に、不正の目的でなく出願され、又は継続的に取引において出願人又はその原所有者によって使用されていた場合、及び本国において当該地理的表示の保護が廃止され、又は使用されなくなった場合には、この限りでない（商標法 7 条(9), (10)）。
- (7) 商標法 56 条及び 57 条に定める商標は登録できない（商標法 7 条(11), 56 条, 57 条）。
- (a) パリ条約同盟国の国旗（模倣を含むが、許可を得ている場合及び利用方法が許可を要しないと認められる場合を除く）から成り、又はこれを含む商標
 - (b) パリ条約及び TRIPS 協定同盟国の紋章その他の国の記章（模倣を含むが、許可を得ている場合を除く）から成り、又はこれを含む商標
 - (c) パリ条約及び TRIPS 協定同盟国の中の政府又は地方公共団体の監督用又は証明用の記号・署名又は印章からなり、又はこれらを含む商標であって、その記号・署名又は印章が用いられるのと同一又は類似の商品又は役務に使用するもの（模倣を含むが、許可を得ている場合を除く）
 - (d) パリ条約又は TRIPS 協定同盟国が加盟している国際政府間組織の紋章、旗その他の記章又は名称及びその略称（模倣を含むが、許可を得ている場合、紋章等と国際機関の関係を公衆に示唆しない場合、名義人と国際機関の関係の存在について公衆に誤認させない場合を除く）から成り、又はこれを含む商標
- (8) 規則で定める次のものは登録されない（商標法 7 条(12), (13)）。

- (a) 大統領又はよく似た模写、模造の表示から成り、又はこれらを含む商標（SG 実施規則 11 条）。
- (b) (i) シンガポール共和国の紋章、大統領の紋章入り公式服、王室又は皇室の紋章及びこれらと類似し誤認されるおそれのある記章、紋章、模様、王室又は皇室の王冠、(ii) シンガポール国旗、王室又は皇室の国旗、(iii) "Royal, Imperial, Presidential, 又は Singapore Government" の言葉及び出願人が王室、皇室、大統領又はシンガポール政府の庇護を受け又は権限を与えられていると思わせるようなその他の言葉、文字、模様、(iv) "赤十字 Red Cross" 又は "Geneva Cross" の言葉及び赤十字又は Geneva 十字の表示、赤地に白又は銀色のスイス連邦の十字の表示その他これらに類似する表示、(v) "ANAZC" の言葉（許可を得ている場合を除く）から成り、又はこれを含む商標（SG 実施規則 12 条）
- (c) いざれかの国、植民地、市町村、地域、協会、法人、政府機関、公的委員会、公共団体、人物の名称、イニシャル、紋章、記章、騎士の階級、勲章、模様（同意を得ている場合を除く）から成り、又はこれを含む商標（SG 実施規則 13 条）
- (d) 人物の名称又は表示（本人又は死者の場合には遺族の同意を得ている場合及び同意を得ることが不可能である場合を除く）から成り、又はこれを含む商標（SG 実施規則 14 条）
- (9) 団体商標については、次の場合には、登録されない。
- (a) 商標の性格又は意味について公衆に誤解（特に公的機関の証明や特定企業の商標その他の団体商標以外の何かと受け取られる場合）を与えるものである場合（商標法 60 条(2), 付表 1, 4(1))、審査官は、商標に団体商標である旨の表示を含めるよう要求することができる。同 4(2))。
- (b) 商標の使用に関する規則の内容が公序良俗に反する場合（商標法 60 条(2), 付表 1, 6(1))。

⑤ 相対的拒絶理由の内容

相対的拒絶理由としては、次の(1)から(4)がある。ただし、相対的拒絶理由が存在する場合においても、審査官は、次の場合には独断で商標を登録することができる。

- (a) それぞれ先行商標の所有者又は先行権利の所有者が同意するとき
(b) 下記(3)又は(4)の場合において、先行商標の所有者又は先行権利の所有者が異議申立をしないとき

「先行商標」とは、(a) 審査対象である出願の出願日（必要に応じ、当該商標についての優先権主張を考慮する）よりも、その出願日が早い登録商標又は国際登録の領域指定、又は(b) 審査対象である出願の出願日（必要に応じ、当該商標についての優先権主張を考慮する）において広く知られている商標である商標、をいう（商標法 2 条(1))。なお、審査官は、先行商標の期間満了による消滅後 1 年間は、相対的拒

絶理由の審査において考慮する。ただし、消滅前 2 年以内に通常の使用がない場合はこの限りでない。（商標法 8 条(12)）。

- (1) 先行商標と同一の商標を先行商標と同一の指定商品及び役務について登録することはできない（商標法 8 条(1)）。
- (2) 次の理由により公衆に混同を生じるおそれのある商標は登録されない（商標法 8 条(2)）。
 - (a) 先行商標と同一の商標の先行商標と類似する商品及び役務への登録の出願
 - (b) 先行商標に類似する商標の先行商標と同一又は類似する商品及び役務への登録の出願
- (3) 商標の全体又は要部がシンガポールにおいて広く知られている（well known）先行商標と同一又は類似しており、当該商標が指定商品及び役務について登録されると(a)当該商品及び役務と先行商標の所有者との結合が示され、先行商標の所有者の利益を害する場合、又は(b)先行商標がシンガポールにおいて著名であり、先行商標の識別性の不公正な方法によるダイリューションを生じ、又は先行商標の識別性から不当な利益を得ることとなる場合には、登録されない（商標法 8 条(4)）。ただし、先行商標がシンガポールで広く知られるようになる以前に出願された場合には、不正の目的で出願された場合を除き、登録される（商標法 8 条(5)）。出願人が先行商標を知り、又は知っているべきであったと認められる場合には、不正の目的があると考えられる（商標法 8 条(6)）。

「ダイリューション（dilution）」とは、商標の商品及び役務を特定し、識別する能力を減少させる行為をいい、商標の所有者と他人の間に競争が存在するか否か、公衆において混同のおそれがあるか否かを問わない（商標法 2 条(1)）。

なお、2004 年 7 月 1 日以前の出願にかかる商標については、上記は適用されず、次の条件で判断される（商標法 8 条(3)）。

商標がシンガポールにおいて広く知られている先行商標と同一又は類似しており、先行商標の指定商品及び役務と類似しない商品及び役務について登録される場合で、

- (a) 当該商標の当該指定商品及び役務への使用は当該商品及び先行商標の所有者との結合を示し、かつ(b)当該使用により公衆において混同のおそれがある場合、かつ、(c)当該使用により先行商標の所有者の利益が害されるおそれがある場合は、登録されない。

- (4) 次の理由によりシンガポールでの使用が禁止されている場合には、その範囲において商標は登録されない（商標法 8 条(7)）。
 - (a) 未登録商標又はその他の取引に使用される標識の保護（特にパッキングオフ）に関する法令によるもの
 - (b) 上記(1), (2), (3)後段及び(a)に記載されたもの以外の先行権利、特に著作権法またはデザイン保護に関するその他の法律によるもの

「パッシングオフ（passing off）」とは、潜在的購入者を欺く目的で自分自身の商品を他人の商品として表示することをいう（Bryan A. Garner “Black's Law Dictionary” WEST, a Thomson business 2004）。

（5）暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

- ① 暫定的拒絶通報の見本と翻訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶/一部拒絶の取扱い
 - (a) 暫定的拒絶の通報は英語でなされる。
 - (b) 暫定的拒絶の通報には、全部拒絶と一部拒絶とがある。暫定的拒絶の通報が指定商品及び役務の一部に関するものである場合に、国際登録の名義人が応答しないか応答しないことを通知した場合には、拒絶されていない商品及び役務について国際登録の領域指定は保護される（SG マドプロ規則 17 条(1)(a)(iii), (b)）。この場合、国際登録の領域指定は、国際登録の日（事後指定の場合には、事後指定の日）に、商標に基づき登録されたものとみなされる（SG マドプロ規則 17 条(2)）。
シンガポール知的財産庁は、当該国際登録の領域指定の保護が、一部の商品及び役務について保護されることを通知し、国際事務局はこれを記録するとともに国際登録出願の名義人に通知する（マドリッドシステム共通規則 18 規則 3(2), (3), (4)、SG マドプロ規則 32 条）。
 - (c) 暫定的拒絶の通報の例は次のとおりである。



Intellectual Property Office of Singapore

51 Bras Basah Road #04-01
Plaza By The Park Singapore 189554
Tel: (65) 6339 8616 Fax: (65) 6339 0252
<http://www.ipos.gov.sg>

**PROTOCOL RELATING TO THE MADRID AGREEMENT
CONCERNING THE INTERNATIONAL REGISTRATION OF MARKS**

PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION

Notified to the International Bureau of the World Intellectual Property Organisation (WIPO) according to Article 5 of the Protocol Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks

1. Office refusing protection : **Intellectual Property Office of Singapore**

2. International Registration Number :

3. Name of holder of the International Registration :

4. The grounds for this refusal are indicated in the attached statement(s) of refusal. Where the refusal relates to more than one Singapore trade mark number, there is a separate statement of refusal for each Singapore trade mark number. Each statement of refusal contains a Singapore trade mark number for the class(es) and a Singapore reference number (stated as "Our Ref" in the statement of refusal). The International Registration number, Singapore trade mark number(s), corresponding class number(s) and Singapore reference number(s) must be quoted in all correspondence with the Intellectual Property Office of Singapore.

5. The relevant provisions of Singapore law are attached.

6. This refusal applies to the following goods and services of the international registration:

The goods "and the like" in the description "bathtubs and the like", and "heating or cooling packs filled with chemical substances ready to react when required" in Class 11; and all the goods and services in Class 06 and 37.

7. The holder of the international registration may request for a review of this refusal. The request for review must be received by the Intellectual Property Office of Singapore no later than four (4) months from the date of this refusal.

The request for review must quote the International Registration number, relevant Singapore trade mark number(s), corresponding class number(s) and Singapore reference number(s) and be accompanied by an address for service in Singapore filed on Form TM 1. The fee payable for Form TM 1 is SGD8.50 for each Singapore trade mark number.

A statutory board of the Ministry of Law



シンガポール知的財産庁の名称、住所、電話、FAX、ホームページアドレス
共通規則 17(2)及び 17(5)(e)に基づき、WIPO に通知

マドリッド協定議定書に基づく国際登録についての暫定的拒絶の通報である旨の表示

発行者 : シンガポール知的財産庁

国際登録番号

国際登録名義人の名称

拒絶理由は別紙記載。国際登録 1 件につき、区分毎のシンガポール商標番号、区分と参照番号の記載がある複数の別紙がある場合がある。知的財産庁への連絡には、国際登録番号、シンガポール商標番号、区分、参照番号を必ず記載すべきこと。

シンガポール法関連条文を添付。

拒絶の対象である指定商品又は役務の表示

拒絶への応答
①再審査請求期限 : 通知発行日から 4 ヶ月以内
②最審査請求には(a)国際登録番号、シンガポール商標番号、区分、参照番号の記載、(b)様式 TM1 によりシンガポールでの書類送付先の届出、(c)手数料の支払が必要なこと

The holder may request for an extension of time to respond to the refusal by filing Form TM 49. There is no fee for the filing of this form. However, one Form TM 49 must be filed for each Singapore trade mark number in respect of which the request is made. The International Registration number, relevant Singapore trade mark number(s) and Singapore reference number(s) must be quoted on each Form TM 49.

Both Form TM 1 and Form TM 49 can be obtained from the web site of the Intellectual Property Office of Singapore at <http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Trade+Marks+Forms.htm>.

If the holder does not file a request for review together with the completed Form(s) TM 1 and the relevant fee or does not file the completed Form(s) TM 49 by 29 September 2009, this refusal will become final.

8. Please note that a further refusal of protection may result from an opposition, which may be filed after the expiry of 18 months from the date on which the Intellectual Property Office of Singapore was notified of the international registration.

This applies to all the goods and services in Class(es) 01, 02, 03, 06, 07, 09, 11, 12, 17, 19, 20, 21, 37 and 42 of the international registration.

9. Date of refusal : 29 May 2009

10. This refusal is issued by :



Ken Chin Ji Heian (Mr)
Assistant Registrar
for Registrar of Trade Marks
Singapore

Examiner's direct line : (65) 63308633

拒絶への応答

③応答期間の延長請求が可能（様式 TM49）。手数料は無料。シンガポール商標番号 1 件毎に 1 件提出。国際登録番号、シンガポール商標番号、参照番号の記載が必要。

④再審査請求（TM1）及び応答期間延長請求（TM49）の様式は Web で入手可能。

⑤応答期限の日時までに、名義人が再審査請求（手数料の支払を含む）せず、期間延長も請求しない場合は拒絶が確定する。

国際登録の領域指定が通知された日から 18 ヶ月経過後に申し立てられた異議によりさらに暫定的拒絶の通報がなされることがあること。その対象は国際登録のすべての商品及び役務であること。

拒絶の通報の日

担当審査官の署名
氏名、役職、電話番号

PROVISIONS OF SINGAPORE LAW

シンガポール商標法の規定

TRADE MARKS ACT

(CHAPTER 332)

Section 2(1) Interpretation

"earlier trade mark" means -

- (a) a registered trade mark or an international trade mark (Singapore), the application for registration of which was made earlier than the trade mark in question, taking account (where appropriate) of the priorities claimed in respect of the trade marks; or
- (b) a trade mark which, at the date of application for registration of the trade mark in question or (where appropriate) of the priority claimed in respect of the application, was a well known trade mark, and includes a trade mark in respect of which an application for registration has been made and which, if registered, would be an earlier trade mark by virtue of paragraph (a) subject to its being so registered;

Relative grounds for refusal of protection

8(1) A trade mark shall not be registered if it is identical with an earlier trade mark and the goods or services for which the trade mark is sought to be registered are identical with the goods or services for which the earlier trade mark is protected.

(2) A trade mark shall not be registered if because -

- (a) it is identical with an earlier trade mark and is to be registered for goods or services similar to those for which the earlier trade mark is protected; or
- (b) it is similar to an earlier trade mark and is to be registered for goods or services identical with or similar to those for which the earlier trade mark is protected,

there exists a likelihood of confusion on the part of the public.

TRADE MARKS RULES

Rule 19(2) - Specification

(2) Every application shall contain, for each class of goods or services to which the application relates

- a) the class number as set out in the Third Schedule; and
- b) a specification of those goods or services which
 - (i) is appropriate to that class;
 - (ii) is described in such a manner as to
 - (A) indicate clearly the nature of those goods or services; and
 - (B) allow those goods or services to be classified accordance with the Third Schedule; and
 - (iii) complies with any other requirement of the Registrar.

STATEMENT OF REFUSAL

Our Ref : [REDACTED]

[REDACTED]

拒絶の説明

参照番号

宛先：国際登録の名義人

Dear Sirs

Singapore Trade Mark No [REDACTED] Class No 01, 02, 03, 06, 07, 09, 11, 12, 17, 19, 20,
21, 37 and 42

International Registration No [REDACTED]

We refer to the above.

2 The mark is objectionable under section 8 of the Trade Marks Act (Cap. 332) as it is in conflict with the following trade mark(s) in respect of the indicated class(es):

Cited Trade Mark No	International Reg No	Mark Status	Trade Mark	Subject Class No Objected To
[REDACTED]	[REDACTED]	REG	[REDACTED]	06
[REDACTED]	[REDACTED]	REG	[REDACTED]	37

①シンガポール商標番号及び区分
② 国際登録番号
③ 国際登録名義人

拒絶理由の説明 1
① 先行商標との類似
② 先行商標の表示

3 Registration of the mark is refused as the nature of the goods and services is vague and as such it does not constitute a proper specification. Please refer to Rule 19(2)(b)(ii)(A) of the Trade Marks Rules. This objection relates to the following goods and services:

- (a) the goods "and the like" in the description "bathtubs and the like" in Class 11. Please clarify.
- (b) the goods "heating or cooling packs filled with chemical substances ready to react when required" in Class 11. Please clarify.
- (c) the service "fluffing of cotton batting for futon" in Class 37. Please clarify.

拒絶理由の説明 2
商品、役務の不明確

4 This refusal applies to the goods the goods "and the like" in the description "bathtubs and the like", and "heating or cooling packs filled with chemical substances ready to react when required" in Class 11; and all the goods and services in Class 06 and 37 of the international registration.

暫定的拒絶の通報が適用される商品及び役務の範囲の表示

Ken Chin Ji Heian (Mr)
Assistant Registrar
for Registrar of Trade Marks
Singapore
(Tel: 63308633)

担当審査官の署名
氏名、役職、電話番号

(This is a computer generated report/letter. No signature is required)

先行商標の書誌事項の表示

International Registration Designating Singapore

S/No : 1
IR No :
Date of IR : 08/12/2004
Date of Notification of IR : 05/01/2006
Date of SD :
Date of Notification of SD :
Date of Completion of Registration Procedure : 12/09/2007
TM No :
Application Type : Trade Mark
Class : 37
Part :
Converted Application : N
Application Date : 08/12/2004
Mark Lodged in Colour : N
Mark Status : Registered
Mark Status Date : 08/12/2004
Publication Status : Published
Publication Date : 11/07/2007
Cert Despatched Date :
Expire Date : 08/12/2014
3-dimensional shape : N
Aspect of packaging : N
Colour(s) as a trade mark : N
Other Non-conventional Mark :



Description of Particular Feature(s) of Mark

Nil.

Priority Details

Nil.

Replacement Application under Madrid Protocol

Nil.

Transformation Application under Madrid Protocol

Nil.

MARK INDEX

Words In Mark :
Device Description : crescent curve
Phonetic Equivalent :
Translation :
Transliteration :

SPECIFICATION OF GOODS AND SERVICES

Class 37

Installation and maintenance of steel or steel-based cladding, refractory linings, piping, tanks and insulation, all for the mining, mineral processing, power generation and oil and gas industries; maintenance services for steel and steel-based products including painting, insulation, corrosion protection and welding.

TRADEMARK SYSTEM
EQSR6102A/1
SVCS NO : 000000

Mark Listing 2 (Basic Details)

01/06/2009 16:55:55
PAGE : 3
RPT NO : 280313/001

CURRENT APPLICANT/PROPRIETOR DETAILS

Code	:	[redacted]
Company	:	[redacted]
Constitution	:	[redacted]
Country	:	AUSTRALIA
State	:	[redacted]
Address	:	[redacted]

MARK CLAUSES

AGENT/ADDRESS FOR SERVICE

Nil.

CORRECTION RECORDS

Nil.

② 暫定的拒絶通報への応答期間

暫定的拒絶の通報に対する応答期間は、暫定的拒絶の通報に記載されている（SGマドプロ規則 11 条(2)）が、通常、暫定的拒絶の通報の日から 4 ヶ月である（SGマドプロ規則 34 条、SG実施規則 24 条(4)）。応答は、シンガポール知的財産庁ホームページのeTrademarks⁷⁰からの電子応答（online submission）か郵送又はファックス⁷¹によることになる（SG実施規則 3A条(3), 7 条(1)）。ただし、指定商品及び役務の限定以外の応答は電子応答ではできないので、郵送により応答することになる。

国際登録の名義人が応答期間の延長を希望する場合には、シンガポール知的財産庁ホームページからダウンロードできる様式 49⁷²により応答期間終了前に申請しなければならない（SGマドプロ規則 11 条(5)）。延長された期間をさらに延長したい場合も、同様に期間満了前に延長の申請を行う（同上）。

③ 現地代理人の必要性の有無

シンガポール国外居住者が応答する場合には、シンガポールにおける知的財産庁の手続のための書類送付先住所を様式TM1⁷³で届出なければならない（SGマドプロ規則 11 条(6)）。現地代理人の選任は要求されていない。

ただし、シンガポール知的財産庁又は審査官からの連絡はすべて当該書類送付先住所に郵送又はファックスされ（SG 実施規則 7 条(5)）、提出期限等も書類等送付先住所に到達した時点から計算されることとなるので、日本への連絡等を行うとしてもこれにきちんと対応できる住所を選択しておく必要がある。

なお、国際登録の領域指定の保護の請求又は保護に関して規則に基づき、当事者により、又は当事者に対して行われるべきすべての行為は、当該当事者により口頭で又は書面により選任された代理人によることができる（SG マドプロ規則 30 条）が、代理人資格については特に制限はない。

④ 国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

国際登録出願の名義人は、暫定的拒絶の通報に対して、次の対応をすることができる（SG マドプロ規則 34 条、SG 実施規則 24 条(2)）。なお、国内出願の場合には、出

⁷⁰ シンガポール知的財産庁ホームページ→Trade Marks→eTrademarks

<http://www.ipos.gov.sg/leftNav/tra/eTrademarks.htm>。なお、同ページ Online Submission の Q&A によれば、電子申請は、誰でも利用可能であるが、シンガポール国内に送達住所を有していることが必要であり、支払には、電子決済又はVISA カードの利用が可能である。電子決済を利用する場合には、シンガポール国内に銀行口座を有するとともに、シンガポール知的財産庁への口座の開設と政府機関への申請等に利用するパスワードの取得が必要である。

⁷¹ 料金の支払がない場合に限り（SG 実施規則 7 条(1)）。

⁷² シンガポール知的財産庁ホームページ→Forms & Fees→Trade Marks

<http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Trade+Marks+Forms.htm>

⁷³ 同上。

願の分割が認められているが、国際登録の領域指定については、分割は認められない（SG マドプロ規則 5A 条）。

- (1) 書面により意見を表明すること
- (2) 審査官に面談を請求すること
- (3) 出願を修正すること
- (4) 追加の又はその他の情報や証拠を提出すること

面談を希望した場合には、審査官から事前に通知される面談日の 14 日以上前に、書面により主張と証拠を提出しなければならない（SG 実施規則 24 条(3), (4)）。

出願の取下げ又は指定商品及び役務の限定はいつでも可能である（商標法 14 条(1)）。指定商品及び役務又は優先権主張に関する国際登録の領域指定の修正は、様式TM27A、それ以外の修正（国際登録出願の名義人の氏名等の変更を除く）は様式TM27Bを使用する⁷⁴。

国際登録の領域指定の指定商品及び役務の限定に係る補正も可能である⁷⁵（マドリッドシステム共通規則 25 規則(1)）が、シンガポール知的財産庁は、当該修正の通知から 18 ヶ月以内であれば、当該修正が応答期間経過後に通知された場合等には、当該修正を拒絶できる（マドリッドシステム共通規則 27 規則(5)(c)）。

ただし、出願公告後の修正の場合には、再度公告され、異議申立の手続に服する（商標法 14 条(4)、SG 実施規則 23 条）。それ以外の修正は、商標を実質的に変更するものではなく、指定商品及び役務を拡張するものではない場合に、明らかな誤りの修正に限って認められる（商標法 14 条(3)）。

また、国際登録の領域指定の名義人は、商標の構成要素の一部について権利不行使を宣言し、又は国際登録の領域指定の保護を特定の地域又はその他の制限の範囲内に限定することができる（商標法 30 条(1)）。この場合は、様式 33 を利用する（SG 実施規則 4 条、シンガポール知的財産庁ホームページ→Trademarks →Forms & Fees）。シンガポールに居住しない者でも、シンガポールに書類送付先住所を届け出れば、直接手続を行うことができる（SG マドプロ規則 11 条(6)）。

⑤ 暫定的拒絶の通報に対しシンガポールに直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

(1) 暫定的拒絶の通報に応答しない場合

暫定的拒絶の通報に対する応答期限内に、応答期限の延長を申請せず、暫定的拒絶の通報に応答しない場合には、当該国際登録の領域指定の保護請求は取り下げら

⁷⁴ いずれの様式もシンガポール知的財産庁ホームページから入手可能である。シンガポール知的財産庁ホームページ→Forms & Fees→Trade Marks

<http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Trade+Marks+Forms.htm>。手数料は書類による場合 1 区分（様式 27A）又は 1 出願（様式 27B）につき、書面の場合 44S\$、電子申請の場合 40S\$。

⁷⁵ 様式 MM6, MM8。

れたものとみなされる（商標法 12 条(4A)）。

暫定的拒絶の通報が指定商品及び役務の一部に関するものである場合に、国際登録の名義人が応答しないか応答しないことを通知した場合には、拒絶されていない商品及び役務について国際登録の領域指定は保護される（SG マドプロ規則 17 条(1)(a)(iii), (b)）。この場合、国際登録の領域指定は、国際登録の日（事後指定の場合には、事後指定の日）に、商標に基づき登録されたものとみなされる（SG マドプロ規則 17 条(2)）。

シンガポール知的財産庁は、当該国際登録の領域指定の保護が、一部の商品及び役務について保護されることを通知し、国際事務局はこれを記録するとともに国際登録出願の名義人に通知する（マドリッジシステム共通規則 18 規則 3(2), (3), (4)、SG マドプロ規則 32 条）。

暫定的拒絶の通報に期限内に応答しないことにより国際登録の領域指定の保護請求が取り下げられたものとみなされた後 6 ヶ月以内に、当該応答しなかったことが意図的ではなかったことを主張して、国際登録の領域指定の保護請求の復活を申請することができる（SG 実施規則 77B 条(1), (2)）。

(2) 直接応答後も拒絶理由が解消しない場合

国際登録出願の名義人が、暫定的拒絶の通報に応答したが、審査官が 5 条要件を満たさないと判断した場合には、国際登録の領域指定の保護を拒絶する（商標法 12 条(4)）。審査官の決定は、書面又はその他の方法により国際登録出願の名義人に通知される（SG 実施規則 24 条(5)）。

審査官の決定については、裁判所に上訴することができる（商標法 75 条(2)(a)）。国際登録出願の名義人が審査官の決定について上訴する場合には、決定から 1 か月以内に審査官に決定の理由を示すよう請求し、審査官は請求から 2 か月以内に理由を開示する。理由開示日が上訴のための審査官の決定の日となる（SG 実施規則 24 条(6), (7)）。

暫定的拒絶の通報が送付された後に、国際登録出願の名義人が応答期限内に応答し又は期限を延長した場合には、審査官は拒絶が確定したときに、国際事務局にその旨通知する（SG マドプロ規則 16 条(4)）。拒絶は次の場合に確定する（SG マドプロ規則 16 条(5)）。

- (a) 審査官又は裁判所が国際登録の領域指定の保護請求に係る指定商品及び役務の全部又は一部について拒絶を維持するかどうかの判断を下し、これについての上訴期間が経過したとき
 - (b) 国際登録出願の名義人の主張又は反論が取り下げられたとき
 - (c) 拒絶に関する手続が放棄されたとき
- (3) 暫定的拒絶の通報に直接応答することに代えて国際事務局に商品又は役務の限定の申請をした場合

国際登録の領域指定の保護申請の修正として審査されると考えられる（商標法 14 条）。ただし、当該修正が国際事務局から通知されるのが応答期間経過後になると出願が取り下げられたとみなされる可能性があるので、当該修正を申請した旨を通知しておくことが望ましい。

（6）拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略

審査官が、国際登録の領域指定は、その全部又は一部について 5 条要件を満たしていると判断するときは、国際登録の領域指定の内容を公報（the Trade Mark Journal）に出願公告する（SG マドプロ規則 12 条）。審査官が、他の商標の所有者の同意に基づき登録可能と判断した商標の出願公告には、“By consent”の表示と当該他の商標の登録番号も公告される（SG 実施規則 26 条(2)）。公報はシンガポール知的財産庁のホームページでダウンロードすることができる。

[http://tmsearch.ipos.gov.sg/eJournalSearch/ejournalcontrollerservlet?Ops=JournalDetails \(Home → Resources → Trade Mark eJournal → eJournal download \(pdf\).](http://tmsearch.ipos.gov.sg/eJournalSearch/ejournalcontrollerservlet?Ops=JournalDetails (Home → Resources → Trade Mark eJournal → eJournal download (pdf).)

出願公告から 2 ヶ月以内に、誰でも国際登録の領域指定の保護について、異議申立をすることができる（SG マドプロ規則 13 条(1)）。審査官は、異議申立があった場合には、出願公告から 5 ヶ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（SG マドプロ規則 13 条(6)）。

次の場合には、国際登録の領域指定は保護される。国際登録の領域指定の指定商品又は役務の一部が拒絶されている場合には、残りの指定商品及び役務について、国際登録の領域指定は保護される（SG マドプロ規則 17 条(1)）。

（1）審査官の審査が終了し、出願公告が行われた後において、

- (a) 国際登録の領域指定が通知された日から 18 か月は経過していないが、SG マドプロ規則 13 条(6)に定める異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の期間が、期間中に暫定的拒絶の通報（異議申立に基づくとそれ以外の理由であるとを問わない）が発行されることなく経過したとき
- (b) 国際登録の領域指定が通知された日から 18 か月が経過し、SG マドプロ規則 13 条(1)の異議申立期間が、異議申立がないまま、経過したとき
- (c) 国際登録の領域指定の指定商品及び役務の一部について暫定的拒絶の通報が発行され、国際登録出願の名義人が、それぞれ場合に応じて、応答期間内に応答せず若しくは異議申立に反論せず、又は審査官に当該応答又は反論をしないことを通知したとき。
- (d) 国際登録の領域指定の指定商品及び役務の全部または一部について暫定的拒絶の通報が発行されたのち、審査官が、拒絶が撤回され、又は国際登録の領域指定の指定商品の全部または一部について拒絶が撤回された旨の最終処分を国際事務局に通知したとき。

(2) 国際登録の領域指定が通知された日から 18 か月が、暫定的拒絶の通報が発行されることなく、かつ国際事務局が当該期間経過後に異議申立の可能性があることの通知を受領することなく、経過したとき。

この場合、国際登録の領域指定は、国際登録の日（事後指定の場合には、事後指定の日）に、商標に基づき登録されたものとみなされる（SG マドプロ規則 17 条(2)）。

(7) 登録

① 登録簿

国際登録の領域指定の保護が確定した場合、商標法の適用のためには、国際登録の領域指定にかかる商標は、国際登録日、又は事後指定の場合には事後指定日に、商標法に基づき登録されたものとみなされる（SG マドプロ規則 17 条(2)）。ただし、国内出願に基づく登録に代替する場合には、代替された国内登録の出願日に登録されたものとみなされる（SG マドプロ規則 17 条(2)、26 条(2)）。

登録日は、国際登録日又は事後指定日で、国際登録の領域指定が国際事務局からシンガポール知的財産庁に通知された日ではない。なお、国内出願に基づく登録の場合にも、登録は、出願日付で行われる（商標法 15 条(2)）。

② 登録証書

商標が登録された場合には、審査官は登録証書を出願人に送付する（商標法 15 条(3)）。国際登録の領域指定の保護が確定した場合も同様に審査官は登録証書を出願人に送付する（SG マドプロ規則 34 条、SG 実施規則 41 条）。

(8) 登録後の注意事項

① 次の場合には、侵害訴訟の反訴等又はシンガポール知的財産庁への取消審判の申立の判断の確定により、国際登録の領域指定の保護は取り消される（商標法 22 条(1)）。

(a) 登録決定の日から 5 年以内に、正当な理由なく、シンガポール国内において商標が指定商品又は役務に、所有者又は所有者の同意を得て、現実に使用されていないとき。

(b) 正当な理由なく、上記商標の使用が 5 年間継続して行われていないとき

(c) 所有者の作為又は不作為の結果、当該商標が当該指定商品又は役務の普通名称となったとき

(d) 所有者又は所有者の同意を得た指定商品又は役務についての商標の使用により、特に当該商品及び役務の本質、品質、原産地について公衆の誤認を生じることとなつたとき

② 団体商標については、商標の使用に関する規則は公衆に公開される（商標法 60 条(2)、付表 1, 9）。当該規則の変更は、その写しが審査官に提出され、受理されなければ効力

を生じない（商標法 60 条(2)、付表 1, 10(1)）。この場合、審査官は当該規則の変更を公告し、異議申立に服させることができる（商標法 60 条(2)、付表 1, 10(2)）。

（9）異議

（異議申立一般）

出願公告から 2 ヶ月以内に、誰でも国際登録の領域指定の保護について、異議申立をすることができる（SG マドプロ規則 13 条(1)）。この期間は、当該期間内の申請により、最大出願公告後 4 か月まで延長することができる（SG マドプロ規則 13 条(4), (5), SG 実施規則 28 条(3), (4)）。審査官は、異議申立があった場合には、出願公告から 5 ヶ月以内に国際事務局に暫定的拒絶の通報を送付する（SG マドプロ規則 13 条(6)）。

（異議申立期間の延長）

異議申立期間の延長を申請する場合には、異議申立予定者は、延長申請前に、国際登録出願の名義人及びその他延長により影響を受ける者に、延長申請すること、その期間及び理由、ならびに延長への同意の要請を記載した通知をし（SG マドプロ規則 13 条(4), (5), SG 実施規則 28 条(5)）、その写し及び得られた国際登録出願の名義人その他の同意書を添付して、延長を申請する（SG マドプロ規則 13 条(4), (5), SG 実施規則 28 条(6)）。審査官は、正当かつ十分な理由がないと考える場合及び当該関係者への通知の事実の証明がない場合には、延長を許可しない（SG マドプロ規則 13 条(4), (5), SG 実施規則 28 条(7)）。国際登録出願の名義人等の関係者が異議申立期間の延長に同意せず、又は通知の日から 2 週間以内に回答しない場合でも、審査官は、正当かつ十分な理由があると判断するときは、関係者の聴聞を行うことなく、延長を認めることができる（SG マドプロ規則 13 条(4), (5), SG 実施規則 28 条(8)）。

（異議申立書）

異議申立人は、シンガポールにおける通知等の送付先住所を届け出なければならない（SG マドプロ規則 13 条(2)）。異議申立書には、異議の理由を記載し（SG 実施規則 30 条(1)）、その理由が先行商標との同一又は類似であれば、(a)先行商標の表示、(b)登録番号又は出願番号、(c)指定商品又は役務（未登録、未出願の商標の場合には使用されている商品又は役務）の区分及び名称、を記載し（SG 実施規則 30 条(2)）、さらに、先行商標がシンガポールで広く知られている商標である場合には、(a)その使用に関する情報、及び(b)その広告宣伝に関する情報、を含めなければならない（SG 実施規則 30 条(3)）。

（反駁書の提出）

異議申立に基づく暫定的拒絶の通報の日から 4 か月以内に、理由を示した反論及び

異議申立にかかる事実で認めるものを記載した反駁書（様式TM12⁷⁶）を提出し、シンガポールにおける通知等の送付先住所（様式TM1⁷⁷）を届け出る（SGマドプロ規則14条(1)）とともに、その写しを異議申立人に送付しなければならない（SGマドプロ規則14条(3)）。現地代理人の選任は要求されていない。反駁書提出期間は、当該期間内の申請により、最大暫定的拒絶の通報の日から6か月まで延長することができる（SGマドプロ規則14条(4), (5)）。国際登録出願の名義人が、異議申立に係る商品及び役務について、反駁書の提出及び通知等の送付先住所の届出をしない場合には、当該商品又は役務についての国際登録の領域指定の保護の請求は取り下げられたものとみなされ、拒絶される（SGマドプロ規則14条(10)）。国際登録出願の名義人が異議を争わない場合には、国際登録出願の名義人に異議申立費用の負担を命じるにあたり、異議申立前に異議申立人が合理的な通知をしていれば、異議手続を避けることができたかどうかが考慮される（SG実施規則40条）。

（反駁書等提出期間の延長）

反駁書等提出期間の延長を申請する場合には、国際登録出願の名義人は、延長申請前に、異議申立人及びその他延長により影響を受ける者に、延長申請すること、その期間及び理由、ならびに延長への同意の要請を記載した通知をし（SGマドプロ規則14条(6)）、その写し及び得られた異議申立人その他の同意書を添付して、延長を申請する（SGマドプロ規則14条(7)）。審査官は、正当かつ十分な理由がないと考える場合及び当該関係者への通知の事実の証明がない場合には、延長を許可しない（SGマドプロ規則14条(8)）。異議申立人等の関係者が反駁書等提出期間の延長に同意せず、又は通知の日から2週間以内に回答しない場合でも、審査官は、正当かつ十分な理由があると判断するときは、関係者の聴聞を行うことなく、延長を認めることができる（SGマドプロ規則14条(9)）。

（聴聞等）

その後、異議申立人の証拠の提出（反駁書受領から2カ月以内、延長可。SG実施規則32条）、国際登録出願の名義人の証拠の提出（異議申立人の証拠受領後2カ月以内、延長可。SG実施規則33条）、異議申立人の証拠の再提出（国際登録出願の名義人の証拠受領後2カ月以内、延長可。SG実施規則34条）を経て、和解協議を含む事前聴聞（SG実施規則36A条）後、聴聞（SG実施規則37条）が行われ、聴聞終了後3か月以内に決定が下される（SG実施規則38条）。

⁷⁶ シンガポール知的財産庁ホームページ→Forms & Fees→Trade Marks

<http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Trade+Marks+Forms.htm>

⁷⁷ 同上

(10) 上訴

審査官の決定については、裁判所に上訴することができる（商標法 75 条(2)(a)）。国際登録出願の名義人が審査官の決定について上訴する場合には、決定から 1 か月以内に審査官に決定の理由を示すよう様式TM7⁷⁸を使用して請求し、審査官は請求から 2 か月以内に理由を開示する。理由開示日が上訴のための審査官の決定の日となる（SG 実施規則 24 条(6), (7)）。

裁判所に訴状を提出した者は、可及的速やかに当該訴状の写しを審査官に提出しなければならない（SG 実施規則 85 条）。裁判の判決が下された場合も同様とする（SG 実施規則 86 条(1)）。判決が登録の改変を求めるものである場合は、受益者の申請により登録を改変する（SG 実施規則 86 条(2), (3)）。

(11) 権利行使

① 権利の発生時期、条件

登録商標（国際登録の領域指定の保護を含む。以下同じ。）の所有者の商標を指定商品及び役務に使用し、又は他人に使用を許諾する独占的な権利（商標法 26 条(1)）は、シンガポールの登録簿への登録日（国際登録の領域指定の場合には国際登録日又は事後指定日。以下同じ。）から発生する（商標法 26 条(4)）。ただし、実際に登録された日（国際登録の領域指定の保護が確定した日を含む。以下同じ。）以前に侵害訴訟を提起することができず、かつそれ以前の侵害行為には刑事罰は科されない（同上）。

商標を侵害する行為は次の行為である（商標法 27 条(1), (2), (3)）。ただし、登録商標所有者又はその同意を得た者（条件付きであると否とを問わない）が、シンガポール国内又は国外で市場においていた商品については、侵害は生じない（商標法 29 条）。

(1) 登録商標所有者の同意なく、取引において、登録商標と同一の商標を指定商品及び役務と同一の商品及び役務に使用する行為

(2) 登録商標所有者の同意なく、取引において、(a)登録商標と同一の商標を、指定商品及び役務と類似した商品及び役務に使用し、又は(b)登録商標と類似の商標を、指定商品及び役務と同一又は類似の商品及び役務に使用し、公衆が混同するおそれがある場合

(3) シンガポールで広く知られている登録商標を、登録商標所有者の同意なく、取引において、登録商標と同一又は類似の商標を、指定商品又は役務に類似しない商品又は役務に使用し、当該商品及び役務と登録商標所有者の結合が示唆され、公衆に混同のおそれが生じ、登録商標所有者の利益が害される可能性がある場合

「使用」とは、(a)商品又は包装に商標を付すること、(b)商標の下に商品の販売の申

⁷⁸ シンガポール知的財産庁ホームページ→Forms & Fees→Trade Marks
<http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Trade+Marks+Forms.htm>

し出若しくは展示を行い、市場におき、これらのために保管し、又は役務を提供する行為、(c)商標の下に商品を輸入し又は輸出する行為、(d)あらゆる媒体の送り状、ワイリスト、カタログ、業務用書簡、業務用書類、価格表その他の商業用書類等に商標を使用すること、(e)広告宣伝に利用すること、をいう（商標法 27 条(4)）。

② 侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

侵害訴訟においては、次の救済を求めることができる（商標法 31 条(2)）。

- (1) 差止請求
- (2) 損害賠償請求
- (3) 利益返還
- (4) 法定賠償（模倣品に限る）

損害賠償請求、利益返還、法定賠償は、逐一であり、重複して請求できない（商標法 31 条(4)）が、損害賠償請求で考慮されなかった部分について利益返還の請求が可能である（商標法 31 条(3)）。

商標模倣による侵害の場合には、(a)当該模倣商標が使用された商品又は役務の種類(type) 每に 10 万 S\$、又は(b)実際の損害が 1 億 S\$を超えていることを証明した場合を除き、総額 1 億 S\$以内、の法定賠償を請求することができる（商標法 31 条(5)）。金額の決定に当たっては、商標権侵害の凶悪性、原告の損害、被告の利益、類似の侵害行為抑止の必要性、その他の事情を考慮する（商標法 31 条(6)）。

（12） 議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

① セントラルアタックにより国内出願に変更した際の取扱い

(i)シンガポールを領域指定している国際登録が、指定商品及び役務の全部または一部について、マドリッド協定議定書 6 条(4)に基づき本国官庁の通報により取り消され、(ii)当該国際登録の取消の日から 3 か月以内に、当該取消しに係る国際登録と同一の商標について、取り消された指定商品及び役務の全部または一部と同一の商品及び役務についての登録を、(iii)取り消された際の国際登録の所持人が出願した場合（様式MP1 による⁷⁹。SGマドプロ規則 24 条(2)。以下「転換（Transformation）出願」という。）には、当該出願に基づき登録された商標については、国際登録の領域指定が国際登録出願でなされていた場合には国際登録日、事後指定でなされていた場合には、事後指定日に、シンガポールにおいて登録されたものとみなされ、かつ登録日となる（SGマドプロ規則 24 条(1), (3)）。

転換出願は、(a)転換出願の日以前に国際登録の領域指定の保護が確定していた場合は商標法に基づき登録され（SG マドプロ規則 25 条(1)）、(b)転換出願の日に保護は確

⁷⁹ シンガポール知的財産庁ホームページ→Forms & Fees→Trade Marks
<http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Trade+Marks+Forms.htm>

定していないが、国際登録の領域指定が出願公告されていた場合には、当該出願公告を転換出願の出願公告として取り扱い、これに対する異議申立を転換出願の登録に対する異議申立として取り扱い（SG マドプロ規則 25 条(2)）、(c)転換出願の日以前に国際登録の領域指定の出願公告は行われていないが、暫定的拒絶の通報が発行されている場合には、当該暫定的拒絶の通報は、転換出願に対する拒絶の通知として取り扱う（SG マドプロ規則 25 条(3)）。

② 代替の取扱い

(i)国内登録商標が保護の確定した国際登録の領域指定に係る商標であり、(ii)国内登録商標と保護の確定した国際登録の領域指定の所持人が同じであり、(iii)国内登録の指定商品及び役務のすべてが保護の確定した国際登録の領域指定により保護されており、(iv)国内登録の登録日は国際登録の領域指定が登録されたとみなされる日よりも早い場合（SG マドプロ規則 26 条(1)）には、当該国際登録の領域指定は、国内登録の指定商品及び役務と同一の指定商品及び役務については、(ア)国内登録の日に登録されたものとみなされ（SG マドプロ規則 26 条(2)）、(イ)先行商標か否かの判断においては、国内登録の出願日及び優先日を基準とする（SG マドプロ規則 26 条(3)）。

上記は、国内商標登録が期間満了により消滅し、又は放棄された場合にも適用されるが、取消し、無効により消滅した場合には、適用されない（SG マドプロ規則 26 条(4)）。

国際登録の領域指定の所持人の申請（様式MP2 による⁸⁰）により、審査官は、国内登録簿に、国内登録の指定商品及び役務と同一の指定商品及び役務について、保護の確定した国際登録の領域指定が国内登録商標に代替したことを記録する（SGマドプロ規則 26 条(5)）。

代替は、国内商標登録について所持人が有する権利に影響しない（SG マドプロ規則 26 条(6)）ので、国内登録は、登録が存続している限りにおいて、通常の登録商標としての効力を有する。

（13）議定書に関する宣言

① 手数料（個別手数料の宣言の有無）

個別手数料を宣言している。

2010 年 2 月 22 日以降、出願は 1 区分につき 247 スイスフラン（それ以前は 278 スイスフラン）、更新は、196 スイスフラン（同 221 スイスフラン）。

② 暫定的拒絶の通報（18 カ月）に関する宣言

暫定的拒絶の通報の期限を 18 カ月とすること、および当該期間経過後に異議申立に基づく暫定的拒絶の通報が発行されることがあることを通知している。

⁸⁰ シンガポール知的財産庁ホームページ→Forms & Fees→Trade Marks
<http://www.ipos.gov.sg/topNav/form/Trade+Marks+Forms.htm>

③ ライセンスに関する宣言

議定書におけるライセンス未適用の宣言を行っており、国内におけるライセンスの登録制度はあるが、国際登録におけるライセンスの登録はシンガポールにおいて効力を有しないことを宣言している。

(14) シンガポールに特徴的な制度

- ① シリーズ商標（本質的部分が類似しており、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない識別性のない部分のみが相違している複数の商標を一つの出願として登録する制度。商標法 17 条）の登録制度がある。
- ② 同一商標が登録されていても、当該商標登録の所持人の同意を得られれば登録される可能性がある。